

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
環境影響評価書案に対する都民の意見及び事業段階関係市長である八王子市長及びあきる野市長からの意見の件数は、表に示すとおりである。

表 意見書等の件数

意見書等	件数
都民の意見書	38件
事業段階関係市長の意見	2件
合計	40件

1. 都民の主な意見と事業者の見解の概要

環境影響評価書案に対する都民の意見と、それに対する事業者の見解の概要について述べる。

【項目】1.1 事業の内容	
意見の内容	事業者の見解
(1) 掘削作業用地 土地利用計画図で掘削作業用地でない法面(犬走りに植栽をすました)は、どこに分類されているのですか。資料編には、法面60°の岩盤壁は植栽も出来ないので放置の記載があります。作業用地でも、植栽緑地でもありませんね。	ご指摘の法面とは採掘を終えた残壁のことと認識します。 土地利用計画図では、事業区域を便宜上採掘作業用地と緑地とに区分しております。上記の残壁のうち植栽を行う犬走り(小段)は緑地の区分の「植栽緑地」に含めております。一方の残壁面(岩盤壁、傾斜60°)は採掘作業用地の区分の「法面」に含めております。

【項目】1.2 騒音・振動	
意見の内容	事業者の見解
<p>(1)道路交通騒音</p> <p>交差点ST1及びST2は現在でも、基準を越えて66dBある。今でも違法なのに、平成28年には、圏央道北インターがフルインターとなり、また新たに、物流拠点構想も計画されている。この様に周辺状況が、大きく変化し、当然交通量の増加が考えられるのに、30年後の予測を現状と同じ66dBとしている。この様な評価は、まともな評価とは言いがたい。そこで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30年後も66dBとした根拠はなにか、明らかにして下さい。 ・ 現在も基準を越えている違法状態に対しどの様に考えているのか、そこで暮らしている住民に対し、どの様に思っているのか、こたえてください。 <p>交差点ST1及びST2は昼間66dB(基準60以下)と基準をこえている。夜間も同様である。現状をどのように考えて対策を検討されるのか。30年後の予測を現状と同じ66dBとされているが圏央道八王子西インターのフルインター化や物流構想などもあり交通量の増加が考えられ66dBの予測には無理がある。</p>	<p>ST-2(美山小学校前)のある八王子市幹線2級23号線(美山街道)の事業区域から美山小学校東交差点までの区間においては、大規模な開発計画はなく、本道路の終着点は本事業区域であるため、他の主要な道路とアクセスしておらず、将来においても大幅な交通量の増減はないと考えております。また、本事業においては、採掘する範囲を拡大しますが、工場の生産規模や生産量を増大するものではなく、これまでと同様の生産量を維持する計画であることから、出荷ダンプトラックの走行台数は現況と同様であり、ST-2(美山小学校前)の道路交通騒音は現状と同じ66dBと予測しました。</p> <p>ST-1(美山小学校東交差点の東側)のある都道61号山田宮ノ前線(旧道)沿いは、八王子市の「八王子市都市計画マスタープラン」において、流通・研究業務地として位置づけられ、「業務地の形成を図ります」とされていますが、何年までにどのような規模の施設ができるかなどについては明らかになっておらず、そこから発生する交通量がどの道路を走行するのも不明な状況です。また、八王子西インターが平成19年6月にハーフインターチェンジとして利用が開始されましたが、その前々年度の平成17年度の道路交通センサス(東京都実施)での都道61号山田宮ノ前線の交通量は12時間当たり9,785台でした。開通後の平成22年度の交通量は8,883台と減少しており、インターチェンジの供用が都道61号山田宮ノ前線のST-1周辺の交通量に与える影響はそれほど大きいとは考えられないことから、都道61号山田宮ノ前線は現況で推移すると想定し、道路交通騒音は現状と同じ66dBと予測しました。</p> <p>なお、環境基準は、環境基本法で定められた「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」とされ、行政上の政策目標です。</p> <p>この環境基準を超える要因の一つであるダンプトラックの出荷運用を弊社も行っており、出荷ルート沿いの住民の皆様には少なからず迷惑をおかけしていることは十分認識しており、環境基準の達成に向けた一企業の責任として、今後もダンプトラックの出荷時に過積載にならぬよう厳重にチェックし、過負荷運転による騒音、振動の増大を防ぐよう努めます。また、規制速度の厳守等運転手の教育を行うといった各種環境保全の措置を今後も講じてまいります。</p>

【項目】1.2 騒音・振動	
意見の内容	事業者の見解
<p>(2) 発破騒音</p> <p>発破騒音の予測をHP1敷地境界で(美山)48dB、HP3で(小津)43dBと予測しているが尾根がなくなり音は直進する。途中の山による減衰も同程度と推測すると、距離の近いHP3の発破騒音がHP1地点より小さくなることは考えられない。発破低周波騒音も同様。</p>	<p>予測地点HP-1(敷地境界(美山))では、現地調査において、発破実施地点からH-1(予測におけるHP-1)までの直線距離は650mであり、将来において、これより近い地域が発破実施計画区域となる計画とはしていません。</p> <p>予測地点HP-3(最寄民家(小津))では、将来、発破を行う発破実施計画区域がHP-3に最も近づく事業着手20年後~25年後に、発破実施計画区域からHP-3までの距離は710mとなります。直線距離の比較において、発破実施計画区域からの距離がHP-1よりHP-3が近くなることはありません。</p> <p>ご意見のように山による減衰を同程度とした場合、発破実施計画区域からの直線距離が、HP-1よりも長いHP-3の地点の発破騒音及び発破低周波音はHP-1よりも低くなると想定されます。</p>

【項目】1.3 水質汚濁	
意見の内容	事業者の見解
<p>(1) 調整池の容量</p> <p>調整池の計算の基準は、30年降雨強度となっておりますが、近年は1時間に100mmを超えるゲリラ豪雨も頻発しています。30年降雨強度で大丈夫でしょうか。現在の設備では実際、1時間~1日どれ位の雨量にたえますか。</p>	<p>各調節池の容量については、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引」(平成21年3月、東京都環境局)に従い、各集水面積が最大となる時期について、30年確率降雨強度(1時間当たり94.81mm)に耐えうる容量を確保します。さらに、安全性を向上させるため、実際の調節池の容量は、計算上の必要容量より1.21~3.15倍程度確保する計画としています。</p> <p>これまで、1日当たり345mm(1999年8月14日)、1時間当たり63mm(2008年8月29日)、10分当たり20mm(2008年9月7日)といった降雨が観測(八王子市本郷町観測所記録)されていますが、調節池の堰堤を乗り越えて濁水が流れ出るようなことは無く、雨水の調節、管理を行っています。</p> <p>また、本事業の実施においては、新たな調節池を事業区域内に設け、大雨等に備えます。調節池等の設備については、2ヶ月に1回点検を行い、水路等も堆積等が生じていないか随時点検を行います。点検は降雨後等にも実施することにより、設備の不具合による濁水等の流出を防止します。</p>

【項目】1.4 地形・地質	
意見の内容	事業者の見解
<p>(1)残部岩盤壁の傾斜角度 残部岩盤壁の傾斜角度は 60°以下で大丈夫とされていますが、長い経過年月のなかで、風化や地震による崩落などの問題ないのでしょうか。安全という根拠を示して下さい。</p>	<p>「採石技術指導基準(平成16年、経済産業省資源エネルギー庁)」では、安全を保持し得る角度の基準として傾斜角度は75°以下とされており、本事業では、より厳しい基準で計画しています。</p> <p>また、事業区域には新鮮で硬質な岩盤が広く分布していることを確認しており、これまでも風化や地震による斜面崩壊は発生していません。</p> <p>したがって、採掘に伴う斜面の安定性の変化の程度は軽微であると予測しています。</p>

【項目】1.5 水循環	
意見の内容	事業者の見解
<p>(1)湧水の調査時期等 湧水の現地調査をされた年、月、日はいつですか。 入山川下流では、釣堀があるなどきれいな水が流れていますが、尾根を削ることで、泥水が流れたり濁水になるような事があつたら、どう対処されますか。</p>	<p>湧水の現地調査を実施した日程は以下のとおりです。 冬季：2012年2月24日 春季：2012年5月28日・31日 夏季：2012年8月7～8日 秋季：2012年10月31日～11月1日</p> <p>表土除去時においては、小津町側の作業端に小段を形成しつつ表土除去を行うことにより、土砂及び濁水が小津町側の入山川に流出しないよう配慮します。</p> <p>濁水については、入山川流域の面積の減少率が現況に対して2.7%と僅かであり、水循環モデルを使用した予測結果からも、河川の流量に変化がないことが確認されていることから、本事業に伴い小津町側の入山川が濁水になるおそれはないと考えます。</p>
<p>(2)湧水 評価書案の事業の内容には「・・・平成12年1月に環境影響評価書が提出された『菱鉦建材(株)八王子事業所採掘区域拡張事業』の拡張事業である。その為、既の実施した環境影響評価の予測・評価を引き継ぎ、既事業区域を含めた環境影響評価を実施する」と記載されているが、当然のことである。しかし評価書案の概要、その他引用した参考資料の中には、平成12年1月の菱鉦建材(株)八王子事業所採掘区域拡張事業環境影響評価書の記載がない。</p>	<p>前回の評価書に記載している「既採掘区域及び採掘予定区域」は改変範囲であり、確認された湧水は恒常的に湧出しているものではありません。このため、本調査では恒常的に湧水の存在が想定される改変を伴わない周縁部における沢の源頭部を中心に調査しました。</p> <p>現地調査の結果、確認された地下水の湧出は、恒常的に湧出しているものではなく、地下水が地表に浸み出し、水たまり等を形成するような状態であったことから、「浸み出し」と表記しました。</p>

【項目】1.5 水循環	
意見の内容	事業者の見解
<p>内容的にも湧水など平成12年1月の評価書には72か所の調査に対し、1分間に1リットル～43リットルのカ所を含め、20カ所をこえる湧水が確認されている。今回の環境影響評価書(案)では「滲み程度」でかたづけられているが、当時と現状で変わっていない地点も多数あり湧水がないということは信じられない。既に実施した環境影響評価の予測・評価を引き継ぐのであれば精査し整合性のある調査をすべきである。その他の項目も含め、再照合すべきである。</p>	<p>「平成12年1月の菱鉦建材(株)八王子事業所採掘区域拡張事業環境影響評価書」については追記させていただきます。</p>
<p>(3) 河川流量 河川流量変化で「山入川に対する変化は0%と」書かれているが、流域が増える事も変化ではないのですか。一連の表現は、尾根を削り分水嶺の改変をごまかそうとしているとしか思えません。変化は少ないとする評価書案全体の信頼性を疑います。</p>	<p>現在の山入川流域面積に対して改変する山入川流域面積の改変割合を0%と示しています。ご指摘のとおり、入山川流域面積の一部が山入川流域になるため、流域は現在よりも6.8%増加することになります。 水に対する環境影響については、水循環モデルを使用した予測結果により、河川の流量にはほとんど変化がないことを確認しています。</p>
<p>(4) 流域面積 資料編81P 入山川支流の変化予測 支流名 -5の減少割合は24.2%と大変大きい。ここは、急斜面であり水涸れにより木や草が枯れて土砂の流出や崖崩れの心配があります。本当に問題がないのでしょうか。再検討されたい。</p>	<p>採掘区域の拡張にあたって、土砂の流出や崖崩れが起こらないよう、残留緑地管理計画(資料編8ページ参照)にある管理計画に基づき、緑地を適切に維持管理していきます。 なお、木や草の生育状況は、1-5における流量とあわせてモニタリングを行い、また、随時、見回りや点検を行うことにより、土砂の流出や斜面の崩落を未然に防止するよう配慮します。</p>
<p>(5) 流域面積の変化 河川流量の変化「本事業の山入川に対する変化は0%、入山川流域の拡張範囲が山入川の流域に含まれ、6.8%拡張する。入山川にたいする改変面積は2.7%増加する。」と記載されているが意味不明である。 山入川に対する変化は0%が、なぜ6.8%拡張するのか。 『山入川の流域に含まれ、6.8%拡張する、入山川は2.7%増加』どうしてどちらも増加するのか？造山活動でもあったのか？片方が増加したら相手は減少するのではないか？6.8%と2.7%の意味は？整合性がない。 改変が6.8%、2.7%であれば決して小さな変化ではない水にたいする環境影響の精査をすべきである。</p>	<p>本拡張事業においては、入山川流域の一部を改変します。そのため、現在の山入川流域の改変はなく、改変割合は0%となります。 また、入山川流域側に濁水・土砂が流れ込まないように改変部の雨水などは山入川流域側へ導水することになります。したがって各々の流域面積の比率は、入山川流域では2.7%減少し、山入川流域では6.8%増加します。改変による拡張面積そのものは変わりません。 水に対する環境影響については、水循環モデルを使用した予測結果により、河川の流量にはほとんど変化がないことを確認しています。</p>

【項目】1.5 水循環	
意見の内容	事業者の見解
<p>(6)尾根の掘削</p> <p>山の尾根を山頂から掘削する計画であるが立木伐採後、表土をけずる途中など台風で大雨が降り、小津川の方に土砂が濁流となって流れ、川が荒れる恐れがある。尾根筋の大幅変更は止めるべきです。</p>	<p>表土除去時においては、小津町側の作業端に小段を形成しつつ表土除去を行うことにより、土砂及び濁水が小津町側の入山川に流出しないよう配慮します。したがって、入山川の下流に位置する小津川へ濁水が流れることはありません。</p>
<p>(7)流域の変更基準</p> <p>今までの碎石事業の拡張は、流域の変更は無かった。今回、尾根を削って小津川流域の雨水を山入川流域に流す大改変である。自然は微妙なバランスで成り立っている。このようなことは許されないと思う。どんな基準でこのような事が許されたのか明らかにされたい。</p>	<p>拡張計画を行うにあたって、流域の変更に関する基準はありません。</p> <p>なお、今回の改変にあたり、入山川の流域面積は2.7%の減少となりますが、水循環モデルを使用した予測結果により、河川の流量にはほとんど変化がないことを確認しています。</p>
<p>(8)分水嶺</p> <p>今回の拡張は、尾根を削り、分水れいを変えてしまう大改変となる。この事は、小津町、美山町に住む住民のみならず、その下流域でくらしている住民にとっても大問題です。分水れいが変わる事により、小津川に流れるべき水が、山入川に流れることになる。単純に考えて、小津町は湧水、美山町は洪水状態もありうる。水の流れが変わることにより、様々な変化もおこりうる。</p> <p>昨今は、温暖化現象の為、ゲリラ豪雨もまれでなく、様々な所で、災害が多発しており、大きな問題となっている。八王子市でも洪水ハザードマップや各地域で説明会を開き、水害や土砂災害を防ぐ為、危険区域、警戒区域等知らせ、住民に注意を呼びかけています。その様な時に、水の流れをおおもとから変える＝分水れいを変えてしまう。こんな事が許されるのでしょうか。</p> <p>自然環境を人為的に変えてしまう、こんな大変な事が許されていいのでしょうか!!住民の生活に重大な影響を与える大変大きな問題です。どの様な基準でこのような拡張計画ができたのか明らかにして下さい。許可されたあとで災害が起きた時、責任がとれるのですか?この件については、行政もしっかり認識していただきたい。同時に分水れいを変えてしまう拡張計画は見直して下さい。</p>	<p>拡張計画を行うにあたって、流域の変更に関する基準はありません。</p> <p>なお、今回の改変にあたり、入山川の流域面積は2.7%の減少となりますが、水循環モデルを使用した予測結果により、河川の流量にはほとんど変化がないことを確認しています。</p> <p>表土除去時においては、小津町側の作業端に小段を形成しつつ表土除去を行うことにより、土砂及び濁水が小津町側の入山川に流出しないよう配慮します。また、雨水は美山町側に導水し、調節池において一旦貯留した後、徐々に放流することにより、洪水を防止します。</p> <p>ゲリラ豪雨による河川への影響については、現在まで水害や土砂災害等は発生しておりませんが、斜面災害などを防ぐために、必要に応じて土羽打ちなどを行います。</p>

【項目】1.6 生物・生態系	
意見の内容	事業者の見解
<p>(1)注目される植物</p> <p>拡張区域内にある植物について、移植するから問題ないような表現になっていますが、菱光にて、今までこれらの植物を移植に成功した実績があるのでしょうか。</p> <p>表8.6で保全措置検討の項に、移植実施有無で有と書いてあるのは、過去に成功の実績があるとの意味ですか。</p>	<p>表 8.6.2-3 に記載した「移植実施有無」とは、今回の事業で移植を行うか否かを示したものであり、有と記載したものが移植対象種です。</p> <p>本事業で移植対象とした 6 種については、弊社では移植の実績はありません。しかし、移植に成功した事例としては、評価書案 p.322 に記載したとおり、5 種について既事業で移植を実施しております。このうち 3 種は移植後 10 年以上経過した現在も個体が生育しております。一方、残りの 2 種は移植個体が消失しております。その理由は種の生態に起因するもの、移植後の維持管理不足に起因するものが考えられます。</p> <p>本事業では、これまでの知見もふまえて、移植後の定期的なモニタリングを実施すると共に、適宜下草刈り・灌水等の生育環境の改善策を実施することにより、移植個体の保全に努めます。</p>

【項目】1.7 景観	
意見の内容	事業者の見解
<p>(1)完成予想図</p> <p>眺望地点の景観予測では、樹木を前面に配しての予測となっているが、樹木を前面に配置する事により、山の変化があいまいに見える。これは意図的に樹木を入れて写し、さもさも景観に変化がないようにみせているものと思う。この様な姑息なやり方は正しくない。住民をバカにしたものである。きちんと予測し直すべきです。</p> <p>又30年後の予測とあるが、今でさえ山肌がはっきり見えているのに、30年間山を削り続けた後の山が、なぜ緑におおわれている様に見えるのか！ごまかしとしか言いようがない。この様な評価書案は信用できない。やり直すべきです。正直に書くべきです。</p> <p>眺望地点の景観予測では、意図してかどうかは分からないが、森や樹木を前面に配している。木に遮られることなく碎石事業所が見える所もある。予測は、樹木の影響が少ないアングルで行うべきです。</p>	<p>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度の予測では、事業区域の北側から西側の丘陵地の尾根沿いに延びるハイキングコース上である St.1と、その途中に位置し、休息等に利用されている今熊山園地内のSt.4からの眺望の変化について、フォトモンタージュを作成し、その変化の程度を予測しました。St.1においては、そのハイキングコースが樹林の間を通るコースであることから、その代表的な眺望として、樹林の間から事業区域を眺望する地点を代表的な眺望地点として眺望写真を撮影しました。また、今熊園地であるSt.4は、その北側には樹林地があり、樹林地を通した眺望がその地点からの代表的な眺望として、眺望写真を撮影しました。</p> <p>St.1で見られるようなハイキングコースの両脇の樹林やSt.4の今熊園地の北側の樹林は、将来においても樹林として存在すると考えられることから、完成予想図であるフォトモンタージュにそのまま掲載しております。</p> <p>30年後の予測については、採掘により、緑の稜線が途切れないよう採掘区域の背後（事業区域南部）には、約24.7haの樹林地を新たに残留緑地として30年間維持する計画とし、事業の進捗に伴い変化する稜線は、残留緑地の樹林の樹</p>

【項目】1.7 景観	
意見の内容	事業者の見解
	<p>冠が連続して視認されるよう配慮します。また、採掘に伴い生じる新たに現れる残壁部においては、これまでと同様に高さ約10m毎に行う採掘作業が一段(10m)終了する度に、犬走り部(幅約3mの小段)を設け、そこに客土を行いつつ早期に郷土種等の苗木植栽を行い、周辺の樹林に調和した景観を速やかに形成することから、評価書案に示した完成予想図(フォトモンタージュ)の眺望状況になると考えます。</p>
<p>(2) 予測年次</p> <p>眺望地点の30年後の予測をしている。2~3年で工事が終了する宅地造成のような事業であれば、30年後だけでも理解できるが、碎石事業は30年間も山を削り続ける、その都度、新しい地肌が露出し景観も少しずつ変化する。5年、10年、15年、20年、25年、30年、40年後の予測図を記載すべきです。</p>	<p>本事業の実施に伴い変化する景観構成要素としては、事業区域内の人工的景観要素である残壁部と、その上部において稜線を形成する自然的景観構成要素である樹林地であると考えております。</p> <p>人工的景観要素である残壁部は、事業の進行に伴い既存の残壁部を採掘し、頂上部の高さは逐次低くなります。新たに現れる残壁部においては、これまでと同様に高さ約10m毎に行う採掘作業が一段(10m)終了する度に、犬走り部(幅約3mの小段)を設け、そこに客土を行いつつ早期に植栽を実施することにより、残壁部の緑化を図り、できる限り地肌が視認されないよう配慮します。</p> <p>自然的景観構成要素である尾根部の樹林地は、事業の進行に伴い、徐々に減少し、事業着手30年後に最も少なくなることから、最も影響の大きい時期として、事業着手30年後の完成予想図を作成しております。</p> <p>事業の実施においては、緑の稜線が途切れないう採掘区域の背後(事業区域南部)には、約24.7haの樹林地を新たに残留緑地として30年間維持する計画とし、事業の進捗に伴い変化する稜線は、残留緑地の樹林の樹冠が連続して視認されるよう配慮します。また、前段に記載したとおり、残壁部においては、周辺の自然環境と調和した植生の速やかな回復を目指し、郷土種等の苗木植栽により、順次緑化し、周辺の樹林に調和した景観を速やかに形成することから、評価書案に示した完成予想図(フォトモンタージュ)の眺望状況になると考えます。</p>

2. 事業段階関係市長の意見と事業者の見解の概要

環境影響評価書案に対する事業段階関係市長である八王子市長及びあきる野市長の意見と、それに対する事業者の見解の概要について述べる。

八王子市長の意見に対する事業者の見解の概要

【項目】2.1 八王子市長の意見と事業者の見解の概要	
意見の内容	事業者の見解の概要
東京都景観条例及び八王子市緑化条例の趣旨に鑑み、尾根線及び樹林地の保全について極力協力を頂けるよう要望します。	本事業の実施においては、東京都景観条例及び八王子市緑化条例の趣旨に従い、事業区域内の最も標高の高い尾根部を残し、樹林地においては、事業実施中の管理を含め保全に努めます。
環境影響評価書案(本編)中、平成19年3月策定の「八王子市ごみ処理基本計画」を引用していますが、現行計画は平成25年3月策定です。評価書案中、旧計画を引用したと思われる箇所や、最新の統計資料を引用していない箇所が散見されるため、現行計画等を再度確認の上で、評価書の修正および事業実施を願います。	八王子市策定の計画等につきましては、最新の計画を確認し、本事業の実施に向けての、市のごみ処理施策の方針に沿う事業となるよう検討を行います。統計資料においては、予測評価に必要な最新の資料を確認し、評価書に反映します。
本事業区域は、地域森林計画区域内と見込まれるため、森林の機能を損なうことのないよう十分配慮願います。また、平成23年の森林法改正により、平成24年4月から「森林経営計画制度」が施行されています。資料編5ページ及び10ページに記載の「森林施業計画」(平成10年12月24日付都知事認定)は無効となります。	本事業区域は、地域森林計画の対象地ですので、森林の機能を損なうことのないよう十分配慮いたします。 なお、資料編5ページ及び10ページに記載の「森林施業計画」につきましては、ご指摘のとおり既に完了しておりますので、表現を修正いたします。ただし、計画策定時の管理方針は今後も踏襲し、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させるよう、土地所有者の同意を前提として弊社が適切な管理を行ってまいります。
通行車両の園児への安全配慮について、事業区域の近隣に保育園があるため、特に通園退園時間帯の工事車両や運搬車両の通行には十分注意してください。	出荷ダンプトラックの運転者に対して、交通事故防止と交通安全を徹底するよう講習会及び安全巡回を随時実施します。また、「八王子市民の生活環境を守る条例」における土石類の運搬時間の制限条項を遵守するため、ダンプトラックの運行は午前6時から夜間は1時間30分早めて午後10時までとします。通学時間帯における運行も、午前7時10分から8時30分の間は出荷禁止とします。
水循環については、事業実施によって水循環系に特に影響を及ぼすと考えられる、河川水質・水量、地下水や湧水などに対するモニタリングを行うなど十分に状況を把握して、必要となる環境保全措置を図りたい。また、河川へ影響を与えないよう降雨時も含め雨水	事業の実施中は、継続的に河川水質・水量、地下水及び湧水に対するモニタリング調査を実施し、十分に状況を把握して、必要となる環境保全措置を図ります。また、事業区域内の雨水等を集水するため、側溝及び素掘水路を整備して調節池に導水し、調節池について

【項目】2.1 八王子市長の意見と事業者の見解の概要	
意見の内容	事業者の見解の概要
等の流出を抑制し、池の機能を最大限発揮できるよう管理すること。	も定期的に浚渫を行い、その機能を最大限発揮できるよう管理します。
湿生植物等については、重要となる「注目される湿生植物種」の保全にあたっては、移植後の適正なモニタリングを伴う適正管理が肝要であるため、具体的な配慮事項を評価書に明示すること。	改変される採掘区域内に生育する注目される植物種の保全にあたっては、移植後の適正なモニタリングを行い、適正管理を実施します。具体的な配慮事項は評価書に明示します。
なお、上記事項のほか、事業計画の具体化に伴って新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、新たな予測事項について検討を行い対策すること。	事業計画の具体化に伴って新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、予測される事項について検討を行い、対策が必要な場合には環境保全のための措置等を検討します。

あきる野市長の意見に対する事業者の見解の概要

【項目】2.2 あきる野市長の意見と事業者の見解の概要	
意見の内容	事業者の見解の概要
1 全般的事項 本件事業を行うに当たり、環境関連法令等を遵守し、事故、公害等が発生しないよう配慮されたい。	本事業の実施においては、環境関連法令等を遵守し、事故、公害等が発生しないよう配慮します。
2 個別事項 本件事業区域西側は、個人及び戸倉財産区所有の森林に接している。本件採掘区域拡張に当たって、直接的影響はないと思われるが、環境、財産保全上十分に配慮されたい。	事業区域の西側に隣接するあきる野市側の樹林地と、本事業区域内の採掘区域の間には約400m幅の緑地を維持管理する計画とし、採掘作業等はこの緑地の東側で行うことにより、あきる野市側の個人及び戸倉財産区所有の森林に影響を与えないよう配慮します。